

滋賀県産業振興新指針改訂検討委員会設置要綱

(名称)

第1条 この委員会は、滋賀県産業振興新指針改訂検討委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、本県の産業振興のあり方や戦略・方向などを定めた「滋賀県産業振興新指針」(以下「新指針」という。)を社会経済情勢の変化等に対応した新指針に改訂することを目的とする。

(所掌事項等)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会経済情勢に対応する必要な産業政策の調査研究および提言等に関すること。
 - (2) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。
- 2 委員会は、前項の所掌事項を処理するに当たっては、経済関係団体等との連携・調整に努めるものとする。

(組織等)

第4条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、知事が委嘱する次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 産業界を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 知事が適当と認める者

3 第1項の規定に関わらず、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会の会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第7条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 委員長は、第2条の目的を達成するため、必要に応じ委員会に諮り、部会を置くことができる。

2 部会の設置、委員構成および運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、滋賀県商工観光労働部商工政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月7日から施行する。